

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和5年1月号

「法的手続き移行のご通知」という請求書が突然届いた！

見知らぬ業者から、100万円を超える金額の請求書が突然届いた。借用書の写しが添付されているが、借用したのは30年前で、その額は数十万円である。請求書に記載された返済期限が数日後に迫っているため、どうすれば良いかという様な相談が寄せられています。

この様な請求書が届いても、決して折り返しの電話をしないことです。連絡することにより、債務を認めることになる場合があります。しかし、このまま何もせず放置すると裁判に訴えられることも考えられますし、自宅まで業者が取り立てに来る可能性もあります。

見知らぬ業者から突然請求書が届いたら、できるだけ速やかに消費生活センターにご相談ください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。